

16年度グリーン購入調達方針を公表 財務省



財務省はグリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が一部変更されました。この基本方針に基づく同省の16年度調達方針を定め、16年4月23日に同省ホームページに掲載しました。

今回の「基本方針」の変更点は、重点的に調達を推進すべきとされている品目（特定調達品目）に電気給湯器など23品目を追加されるとともに、これまでに盛り込まれていた製品の判断基準のうち35か所を改正したものとなります。

財務省の調達方針はこれらの「特定調達品目」計16分野199品目については「判断の基準」を目安に、できるだけ環境への負荷が少ない物品の調達に努めるとしているほか、特定調達物品以外では腕章、帽子、トナーカートリッジについて環境に配慮した製品を調達するとしました。

特定調達物品の調達を実施する場合、印刷と自動車整備を除き、基本的に環境への負荷の少ない製品の調達目標を100%としているほか、一般公用車でハイブリッド自動車41台、低燃費・排出ガス75%低減レベル自動車121台、一般公用車以外の自動車でも判断の基準を満たす自動車を100%調達するとの方針を示しています。

資料：2004年4月23日付 EIC ネット

機器分析箇所 市川 雅俊

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

